

京都市消防局訓令甲第6号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局消防航空機運用管理規程の全部を次のように改正する。

令和3年3月31日

京都市消防局長 山内 博貴

京都市消防局航空機運航管理規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、航空法（以下「法」という。）その他別に定めがあるもののほか、京都市消防局の航空機の適正な運航管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 航空機 京都市が保有する法第2条第1項に規定する回転翼航空機をいう。
- (2) 航空業務 航空機の運航、点検整備等に関する業務をいう。
- (3) 航空消防活動 航空機を用いて行う消火、救急業務、人命の救助、情報収集、輸送その他の消防の活動（これらの活動に係る訓練を含む。）をいう。
- (4) 航空消防活動従事者 航空機に乗り組み、航空業務及び航空消防活動に従事する者をいう。
- (5) 操縦士 法第24条及び第25条の規定により航空機を操縦する資格を有し、かつ法第31条の規定により有効な航空身体検査証明書を有する者をいう。
- (6) 機長 操縦士のうち、航空機の運航に際して法第73条に規定する権限を持つ者をいう。
- (7) 副操縦士 操縦士のうち、航空機の運航に際して機長が行う操縦の補助及び周囲の監視を行う者をいう。
- (8) 整備士 法第24条及び第25条の規定により航空機を整備する資格を有する者をいう。

(航空機運航事務の統括)

第3条 警防部消防救助課長は、航空機の運航に関する事務を統括する。

(運航責任者)

第4条 警防部消防救助課消防航空隊(以下「消防航空隊」という。)に運航責任者を置く。

- 2 運航責任者は、警防部消防救助課消防航空隊長をもって充てる。
- 3 運航責任者は、航空機の出発の承認、航空消防活動の中止の指示、その他の航空機の運航の管理に関する事務をつかさどる。
- 4 運航責任者に事故があるときは、警防部情報指令課消防指令センター長がその任務を代行する。

(運航安全管理者)

第5条 消防航空隊に運航安全管理者を置く。

- 2 運航安全管理者は、航空機の運航その他の航空消防活動に関する専門的な知見を有する者の中から、運航責任者が指名するものとする。
- 3 運航安全管理者は、運航責任者、機長その他の関係者に対する航空機の運航、航空消防活動の実施、航空消防活動従事者の健康管理その他必要と認める事項に関する助言、第15条第1項に規定する教育訓練等基本計画及び第16条に規定する教育訓練等実施計画の立案、これらの業務に必要な調査研究を行うものとする。

(運航管理要員)

第6条 運航責任者は、その事務を補助させるため必要な職員を、航空機隊の部隊の要員から、運航管理要員として、その都度指名するものとする。

(航空消防活動従事者の指名等)

第7条 運航責任者は、航空消防活動を行うときは、航空機隊の部隊の要員から、航空消防活動従事者として、機長、副操縦士、整備士その他必要な者を指名する。

- 2 前項に規定するもののほか、運航責任者は、必要があると認めるときは、航空機隊以外の部隊の要員から、航空消防活動従事者として、必要な者を指名することができる。

(航空消防活動指揮者)

第8条 運航責任者は、航空消防活動を行うときは、操縦士を除く航空消防活動従事者の中から航空消防活動指揮者を指名するものとする。

- 2 航空消防活動指揮者は、航空法その他の関係法令の規定により機長が行うものとされている権限を除き、航空消防活動の実施に関し、航空消防活動従事者を指揮監督する。

(操縦体制)

第9条 運航責任者は、航空機を運航させるときは、操縦士2名を乗り組ませるものとする。

る。

2 運航責任者は、前項の操縦士のうち1名を機長に、他の1名を副操縦士に指名するものとする。

3 機長及び副操縦士の乗務要件は別に定める。

(航空機に備える装備等)

第10条 消防局長（以下「局長」という。）は、航空法その他の関係法令の規定により必要とされているもののほか、運航の安全の確保に資するための装備、装置及び資機材等を航空機に備えるものとする。

2 前項の装備、装置及び資機材等については、別に定める。

(航空業務運用計画)

第11条 局長は、航空業務の安全かつ円滑な運用を図るため、毎年度末までに翌年度の航空業務年間運用計画を樹立するものとする。

2 運航責任者は、前項の航空業務年間運用計画に基づき、毎月末日までに翌月の航空業務月間運用計画を作成しなければならない。

(航空機の運航)

第12条 航空機は、次に掲げる場合に運航するものとする。

- (1) 航空消防活動を行う場合
- (2) 消防広報を行う場合
- (3) 警防調査を行う場合
- (4) その他局長が必要と認める場合

(教育訓練)

第13条 局長は、次に掲げる教育訓練を行うものとする。

- (1) 操縦士の操縦技能の習得維持に必要な飛行訓練及びシミュレータを用いた緊急操作訓練
- (2) 航空機の安全かつ効率的な運航のために全ての利用可能な人員、資機材及び情報を効果的に活用する措置（以下「CRM」という。）を円滑に実施するための訓練
- (3) 前2項に掲げるもののほか、航空消防活動従事者の安全の確保に資する訓練

(操縦士の操縦技能の確認)

第14条 運航責任者は、操縦士の効率的な養成及び安全かつ確実な航空消防活動に資するため、運航安全管理者の作成する次条第1項に規定する教育訓練等基本計画に基づき、

操縦士の操縦技能の確認を行うものとする。

(教育訓練等基本計画)

第15条 運航安全管理者は、第13条に規定する教育訓練及び第14条に規定する操縦士の操縦技能の確認（以下「教育訓練等」という。）に当たっては、次に掲げる事項について定めた教育訓練等基本計画を作成するものとする。

- (1) 教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法
- (2) 教育訓練等に係る安全管理対策
- (3) 教育訓練等に必要な施設設備の整備計画
- (4) 教育訓練等に当たる指導者の確保及び養成のための対策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育訓練等を効果的かつ安全に実施するために必要な事項

(教育訓練等実施計画)

第16条 運航安全管理者は、前条第1項に規定する教育訓練等基本計画に基づき、毎年、次に掲げる事項について定めた教育訓練等実施計画を作成するものとする。

- (1) 年間の教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法
- (2) 年間の教育訓練等の対象者
- (3) 年間の教育訓練等の時間数及び実施時期
- (4) 前3号に掲げるもののほか、年間の教育訓練等を円滑に実施するために必要な事項

(運航上の安全管理)

第17条 局長は、乗組員に対し、法第10条第3項の規定により航空機の運用限界内で安全な運航を行わせるとともに、別に定める航空事故を防止するために必要な措置を講じさせなければならない。

2 運航責任者は、航空業務の遂行に当たり、航空消防活動従事者の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講じる等、安全運航に万全を期さなければならない。

(CRM)

第18条 運航責任者は、CRMに係る実施要領を定めるものとする。

(ボイス・プロシーチャー)

第19条 運航責任者は、ボイス・プロシーチャー（運航中の航空機における航空消防活

動従事者による周囲の監視及び機長の注意を喚起するための措置をいう。)に係る実施要領を定めるものとする。

(航空消防活動の種類ごとの活動要領の策定)

第20条 運航責任者は、山岳救助、水難救助その他の特に安全の確保に配慮する必要があると認める航空消防活動の種類ごとに、航空機に乗り組ませる航空消防活動従事者の数、積載する資機材、要救助者の救出方法その他の航空消防活動の実施に必要な事項について記載した活動要領を定めるものとする。

(出発の承認等)

第21条 機長は、航空機を出発させる場合は、あらかじめ運航責任者に申し出て、承認を得なければならない。

2 運航責任者は、航空消防活動の内容及びその実施場所の状況等を可能な限り詳細に把握するとともに、次の各号に掲げる条件等を満たすとき、前項の規定による申出を承認するものとする。

(1) 最低気象条件

時間帯	活動内容	視程	平均風速	雲高(対地)
昼間	空中消火	5キロメートル以上	10メートル毎秒以下	300メートル以上
	救助			
	場外離着陸		12メートル毎秒以下	
	その他			
夜間	場外離着陸	8キロメートル以上	10メートル毎秒以下	500メートル以上
	その他	5キロメートル以上		

(2) 前項の機長による出発前の確認が終了していること。

(3) 飛行計画の通報が終了していること。

3 機長は、法第73条の2に規定する出発前の確認のほか、航空消防活動指揮者による他の航空消防活動従事者に対する航空消防活動の目的、内容、現場の状況等に係る説明が終了していることを確認した後に航空機を出発させるものとする。

(機長等の安全対策)

第22条 機長及び航空消防活動指揮者(以下「機長等」という。)は、運航体制、周辺の気象状況及び地理的条件、航空機の特長、操縦士の操縦技能等を踏まえ、必要に応じて第12条に規定する航空機の運航(以下「航空消防活動等」という。)を中止することが

できる。

2 機長等は、航空消防活動等を中止したときは、運航責任者及び最高指揮者（活動組織規程別表第5に規定する最高指揮者をいう。以下同じ。）に報告しなければならない。

（運航責任者の安全対策）

第23条 運航責任者は、航空機の運航中は、当該航空機の飛行状況を把握するとともに、災害の状況及び気象状況その他の航空消防活動等に関する情報を収集するものとする。

2 運航責任者は、前項により収集した情報を機長等に提供するとともに、航空消防活動等を安全に実施することが困難であると認める場合には、機長等に対し、航空消防活動等を中止するよう指示するものとする。

3 機長等は、航空消防活動等の実施中に前項の指示を受けた場合は、最高指揮者に報告するものとする。

（調査）

第24条 局長は、航空消防活動の安全かつ円滑な実施を図るため、本市及び本市と航空消防活動の実施に関し相互に応援する協定を締結している他の地方公共団体の区域その他の航空機を運航することが見込まれている区域における次に掲げる事項について、調査を行うものとする。

(1) 地勢の状況

(2) 航空消防活動の必要がある災害の発生するおそれのある場所並びにその地形及び気象の状況

(3) 場外離着陸場、林野火災の消火に係る給水場所、航空機の燃料の補給施設その他の航空消防活動の実施に必要な施設の位置、構造及び管理状態

(4) 前3号に掲げるもののほか、局長が必要と認める事項

2 消防署長は、管轄区域内にある場外離着陸場又はその付近の状態に変更があるときは、速やかに局長に報告しなければならない。

（航空機の点検及び整備）

第25条 航空機の整備又は点検は、法16条の規定に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより実施するものとする。

(1) 日常点検整備 運航前（運航に備えて毎日行うものを含む。）、運航間及び運航後に行う点検及び整備

(2) 定期点検整備 航空機の性能を維持するため必要な飛行時間及び運航期間ごとに行

う点検及び整備

(3) 臨時点検整備 航空機の故障又は故障の疑いがある場合に行う点検及び整備

(4) 特別整備 法第17条及び第19条に規定する検査及び整備

(危難時の措置)

第26条 機長は、航空消防活動従事者その他の搭乗者又は航空機に危難が生じ、又は危難が生ずるおそれがあると認めるときは、航空消防活動従事者及びその他の搭乗者に対し、避難の方法その他の安全の確保のために必要な事項について命令するとともに、航空機の危難防止について必要な措置を講じなければならない。

2 機長は、航空機に急迫した危難が生じた場合において不時着しようとするときは、地上又は水上の人又は物件に対する危難の防止について必要な措置を講じなければならない。

(遭難通信等)

第27条 機長は、前条の措置を講じようとするときは、消防指令センター及び最寄りの航空交通管制機関に電波法第52条に規定する遭難通信又は緊急通信をもって連絡するものとする。

(救難対策)

第28条 局長は、航空機の危難が発生したとき、又は発生したと予測されるときは、直ちに必要な救難対策を講じるものとする。

(事故報告)

第29条 機長は、航空事故が発生したとき又は発生のおそれがあるときには、法第76条第1項の規定に基づき国土交通大臣に報告するとともに、局長及び消防庁長官に報告しなければならない。

2 局長は、機長が前項の報告ができないと認めるときは、直ちに国土交通大臣及び消防庁長官に報告するものとする。

(事故の調査)

第30条 局長は、航空事故が発生したときは、直ちにその原因及び損害等について調査しなければならない。

(関係機関との連絡)

第31条 運航責任者は、航空機を用いた捜索及び救助を行う関係機関と相互に緊密に連絡する体制を整備するよう努めるものとする。

(補則)

第32条 この訓令において別に定めることとされている事項及びこの訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(消防局警防部消防救助課)